

第 3 9 号議案

福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する
条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例（昭和 5 7 年福井県条例第 2 2 号）等の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県立若狭歴史民俗資料館のリニューアルに伴い、施設の名称および観覧料の変更を行うとともに、「消費税法」等の一部改正等に伴い、使用料の額を改定したいので、この案を提出する。

福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例の一部改正の概要

1 概 要

福井県立若狭歴史民俗資料館のリニューアルに伴い、施設の名称および観覧料を変更する。

また、消費税法の改正に伴い、施設等の使用料の改正を行う。

(1) 施設の名称を変更する。

変更前 福井県立若狭歴史民俗資料館

変更後 福井県立若狭歴史博物館

(2) 常設展の観覧料を変更する。

	変更前	変更後
個人	100円	300円
団体	80円	240円

(3) 団体客の誘客を促進するため、団体割引の対象となる団体利用の人数を変更する。

変更前	変更後
30人	20人

(4) 消費税法の改正に伴い、施設および設備の使用料を変更する。

2 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

改正後(案)	現行
福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例 (設置) 第一条 若狭地方の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管および展示等を行い、もつて県民の文化の向上に寄与するため、福井県立若狭歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。 (位置) 第二条 博物館は、小浜市に置く。 (業務) 第三条 博物館は、次に掲げる業務を行う。 一 若狭地方の歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管および展示 二 資料の調査および研究 三 資料の利用に対する助言および指導 四 資料に関する講演会、研究会等の開催 五 歴史、民俗および美術に関する研究、発表等のために必要な施設または設備の提供 六 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的にふさわしい業	福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例 (設置) 第一条 若狭地方の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管および展示等を行い、もつて県民の文化の向上に寄与するため、福井県立若狭歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。 (位置) 第二条 資料館は、小浜市に置く。 (業務) 第三条 資料館は、次に掲げる業務を行う。 一 若狭地方の歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管および展示 二 資料の調査および研究 三 資料の利用に対する助言および指導 四 資料に関する講演会、研究会等の開催 五 歴史、民俗および美術に関する研究、発表等のために必要な施設または設備の提供 六 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置の目的にふさわしい業

務

(施設等の使用の承認)

第四条 博物館の施設または設備を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(観覧料または使用料)

第五条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者または博物館の施設もしくは設備を使用する者は、別表に掲げる観覧料または使用料を納付しなければならない。

既に納付した観覧料または使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(福井県立若狭歴史博物館運営協議会)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項の規定に基づき、博物館に福井県立若狭歴史博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

24 略

別表 (第五条関係)

一 観覧料

常設展	区分		金額	備考
	個人	団体		
	三〇〇円	二四〇円		団体とは、一団の観覧

務

(施設等の使用の承認)

第四条 資料館の施設または設備を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(観覧料または使用料)

第五条 資料館が展示する資料を観覧しようとする者または資料館の施設もしくは設備を使用する者は、別表に掲げる観覧料または使用料を納付しなければならない。

既に納付した観覧料または使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項の規定に基づき、資料館に福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

24 略

別表 (第五条関係)

一 観覧料

常設展	区分		金額	備考
	個人	団体		
	一〇〇円	八〇円		団体とは、一団の観覧

二 使用料			特別展	
1 施設			個人	団体
区分			知事がその都度定める額	
金額			個人の観覧料の二割引きの額	
備考			者の数が二十人以上のものを用いる。常設展は、高校生(高等学校に在学する者およびこれに準ずる者をいう。)(以下の者および七十歳以上の者について は、無料とする。	
九時から十二時	十二時から十七時	九時から十七時		

二 使用料			特別展	
1 施設			個人	団体
区分			知事がその都度定める額	
金額			個人の観覧料の二割引きの額	
備考			者の数が三十人以上のものを用いる。常設展は、高校生(高等学校に在学する者およびこれに準ずる者をいう。)(以下の者および七十歳以上の者について は、無料とする。	
九時から十二時	十二時から十七時	九時から十七時		

	まで	まで	まで	
企画展示室	七、四一〇円	一三、三七〇円	二〇、五七〇円	使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合は、
講堂	一、九五〇円	二、九八〇円	四、七三〇円	上記の金額の三割増しとする。

2 設備

区分	金額 一回(五時間以内)につき
ワイヤレスマイク	二二〇円
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第一項の福井県立若狭歴史

	まで	まで	まで	
企画展示室	七、二〇〇円	一三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合は、
講堂	一、九〇〇円	二、九〇〇円	四、六〇〇円	上記の金額の三割増しとする。

2 設備

区分	金額 一回(五時間以内)につき
ワイヤレスマイク	二二〇円
カセットテープレコーダー	二二〇円
スライド映写機	五三〇円
十六ミリ映写機	三、一〇〇円
ビデオテープレコーダー	一、四〇〇円

民俗資料館運営協議会(以下「福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日、改正後の第七条第一項の福井県立若狭歴史博物館運営協議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第七条第四項の規定にかかわらず、同日における福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

[illegible]

立	若	狹	歴	史	民	俗	資	料	館	（	以	下	「	資	料	館	」	を	「
福	井	県	立	若	狹	歴	史	博	物	館	（	以	下	「	博	物	館	」	に
改	め	る	。																
第	二	条	か	ら	第	四	条	ま	で	お	よ	び	第	五	条	第	一	項	
中	「	資	料	館	」	を	「	博	物	館	」	に	改	め	る	。			
第	七	条	の	見	出	し	を	「	（	福	井	県	立	若	狹	歴	史	博	
物	館	運	営	協	議	会	」	に	改	め	、	同	条	第	一	項	中	「	
資	料	館	に	福	井	県	立	若	狹	歴	史	民	俗	資	料	館	運	営	
議	会	」	を	「	博	物	館	に	福	井	県	立	若	狹	歴	史	博	物	
運	営	協	議	会	」	に	改	め	る	。									
別	表	第	一	号	の	表	中	「	一	〇	〇	円	」	を	「	三	〇	〇	
円	」	に	、	「	八	〇	円	」	を	「	二	四	〇	円	」	に	、	「	
十	人	」	を	「	二	十	人	」	に	改	め	る	。						
別	表	第	二	号	の	表	中	「	七	、	二	〇	〇	円	」	を	「		
七	、	四	一	〇	円	」	に	、	「	一	三	、	〇	〇	〇	円	」	を	
一	三	、	三	七	〇	円	」	に	、	「	二	〇	、	〇	〇	〇	円	」	
「	二	〇	、	五	七	〇	円	」	に	、	「	一	、	九	〇	〇	円	」	
「	一	、	九	五	〇	円	」	に	、	「	二	、	九	〇	〇	円	」	を	
二	、	九	八	〇	円	」	に	、	「	四	、	六	〇	〇	円	」	を	「	
、	七	三	〇	円	」	に	改	め	る	。									

